

目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱

平成 28 年 9 月 8 日付け目都整第 1117 号決定

最終改正 令和元年 12 月 1 日付け目総防第 1832 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、感震ブレーカー等を設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を助成することにより、地震による建物の出火及び延焼を居住者等が自ら防止する感震ブレーカー等の設置を促進し、地震による被害の減少と、地域の防災力向上を図り、減災と災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー等 地震発生時に、建物内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機具で、次のア又はイに掲げるもの。

ア 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤ガイドライン JWDS0007 付 2」の規格で定める構造及び機能を有するもの

イ 高性能簡易タイプ 「感震ブレーカー等の性能評価のガイドライン」(内閣府)で定める簡易タイプの感震性能評価において、標準試験に合格したもので、地震発生を感知すると時間的余裕をもって自動的にブレーカーを遮断する性能を持ち、かつ、設置が比較的容易なもの。

(2) 助成対象経費 感震ブレーカー等の購入及び設置に要した費用の額から、消費税額を除き、その額の千円未満の端数を切り捨てた額

(3) 木造の建築物 主な構造耐力上主要な部分に木材を用いている構造の建築物

(4) 一般世帯 第 3 条に掲げる者が属する世帯

(5) 特例世帯 この要綱に基づく助成の申請日において、次のいずれかに該当する世帯

ア 世帯構成員が全て 65 歳以上の世帯

イ 要介護者世帯 (介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項の規定による要介護認定を受けた者が属する世帯をいう。以下同じ。)

ウ 障害者世帯 (障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者が属する世帯をいう。以下同じ。)

エ 非課税世帯 (特別区民税が非課税の者のみが属する世帯をいう。以下同じ。)

(6) 特定地区 別表に掲げる地区をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱により助成の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 特定地区内に存する木造の建築物に居住する者又は当該建築物内において事業を営む者であって、当該建築物に感震ブレーカー等を設置する者(当該感震ブレーカー等の設置前に事前に申込みを行なった者に限る。)

(2) 前年度の住民税を滞納していない者

(助成回数の制限)

第 4 条 この要綱により助成を受けることができる回数は、助成対象者一人につき一回とする。助成対象者と同一世帯に属する者は、この要綱に基づき助成金を申請することはできない。

(助成金の額)

第5条 この要綱による助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で、次に掲げるとおりとし、算定の結果千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 一般世帯 助成対象経費の3分の2（当該額が5万円を超える場合は、5万円）
- (2) 特例世帯 助成対象経費の10分の10（当該額が8万円を超える場合は、8万円）

（助成金の交付申請）

第6条 この要綱による助成を希望する者は、区長が指定する期日までに、目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 目黒区感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 案内図等申請する建築物の位置が明確に分かるもの
- (3) 感震ブレーカー等の購入及び設置に関する領収書
- (4) 感震ブレーカー等の形状、規格及び構造等が確認できるカタログまたは仕様書の写し（分電盤タイプのみ）
- (5) 設置する建築物の外観写真、既存の電気ブレーカーの写真、設置工事中の写真（分電盤タイプのみ）及び設置後の感震ブレーカー等の写真
- (6) 世帯全員分の住民票の写し
- (7) 設置する建築物の構造を確認した書類
- (8) 介護保険被保険者証の写し（要介護者世帯に限る。）
- (9) 障害が分かる書類の写し（障害者世帯に限る。）
- (10) 世帯全員の非課税証明書（非課税世帯に限る。）
- (11) 前年度の住民税納税証明書
- (12) その他区長が必要と認めた書類

（助成の決定及び助成金額の確定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、助成の要件を満たすと認めるときは、助成金の交付及び助成金額を決定し、目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付決定通知書（別記第3号様式）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付決定に際して条件を付すことができる。

3 区長は、第1項の審査により、助成の要件を満たしていないと認めるときは、目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（取下げ）

第8条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金申請取下げ届（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付決定後、感震ブレーカー等の購入又は設置を取り止める場合
- (2) その他助成金交付申請の取下げを希望する場合

（助成金の交付請求及び交付）

第9条 決定通知書の交付を受けた者は、速やかに目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付請求書（別記第6号様式）により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

ない。

(代理申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付申請に係る手続について、当該工事を実施した施工者に委任することができる。

2 前項の規定により代理申請を行う者(以下「代理人」という。)は、当該手続を誠意をもって履行しなければならない。

3 第1項の規定により代理人が申請者に代わって申請するときは、第6条の規定による申請の際に、当該申請に係る委任状を添えて、区長に提出しなければならない。

4 第1項の施工者は、目黒区契約事務規則(昭和39年3月目黒区規則第6号)第6条の規定により電気設備工事等の一般競争入札資格者登録をしている者又は簡易業者登録及び債権者登録に関する要綱(平成22年4月23日付け目総契第2635号区長決定)により電気設備工事等の簡易業者登録をしている者でなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反する等区長が助成金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金返還請求書(別記第8号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第13条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関し必要な事項は、危機管理室長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則(平成29年6月30日目都整第810号)

この要綱は、平成29年7月15日から施行する。

付 則(令和元年12月1日目総防第1832号)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表

地区名	対象地域
目黒本町五丁目地区	目黒本町五丁目全域
目黒本町六丁目・原町地区	目黒本町六丁目全域 原町一丁目全域 原町二丁目 1～4番・7～13番 洗足一丁目 1～4番・10～24番 碑文谷一丁目 4～9番